

特定電気通信施設等整備推進基金補助金  
基金設置法人 公募要領

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 データ通信課

## 1 公募の概要

「データセンター、海底ケーブル等の地方分散によるデジタルインフラ強靱化事業」は、データセンター、海底ケーブル、インターネット接続点（インターネットエクスチェンジ（IX））等のデジタルインフラの地方立地を支援する事業です。

本事業では、デジタルインフラ整備基金（特定電気通信施設等整備推進基金）を設置し、本基金を財源として、デジタルインフラ整備を行う民間事業者等に助成を行います。

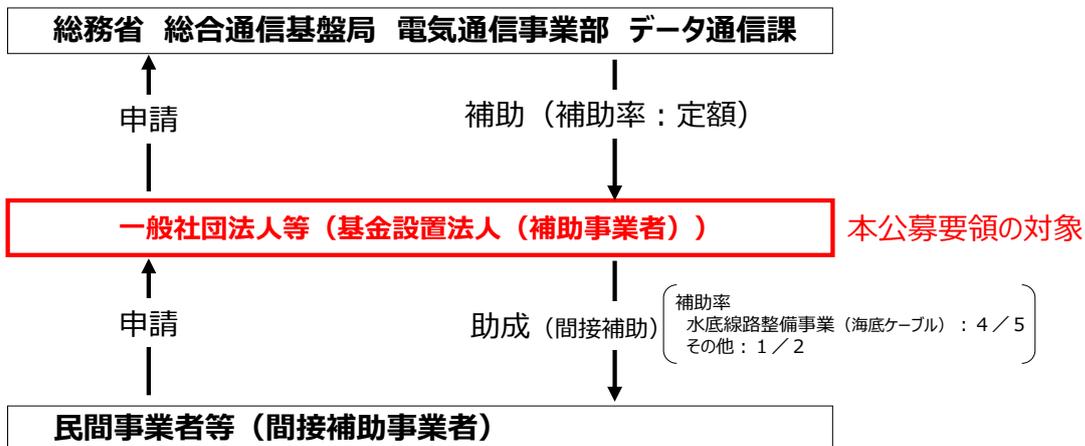
今般、本基金を管理し、デジタルインフラ整備を行う民間事業者等に助成を行う基金設置法人となる一般社団法人又は一般財団法人を1社、公募します。

なお、間接補助事業については、末尾の「間接補助事業の概要」を参考にしてください。

## 2 申請に当たって

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）及び特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付要綱（令和4年1月21日総基デ第3号）に定めるほか、本公募要領の規定に基づき実施します。

## 3 事業スキーム



## 4 本事業の内容

デジタルインフラ整備基金（特定電気通信施設等整備推進基金）を設置する事業です。基金設置後は、基金を財源として、特定電気通信施設等整備事業（以下「基金事業」という。）の助成（以下「助成事業」という。）に係る交付規程を、総務省と協議の上、定めるとともに、間接補助事業者の公募、申請受付、交付決定、額の確定、助成金の交付等、基金事業への助成に必要な業務を行っていただきます。具体的な業務は以下のとおりです。

### ① 交付規程の策定

- ② 間接補助事業者の公募
- ③ 間接補助事業者の公募に関する評価会の開催
- ④ 間接補助事業者の内示に係る業務
- ⑤ 間接補助事業者の交付申請の受付及び提出書類の審査に係る業務
- ⑥ 間接補助事業者の交付決定に係る業務
- ⑦ 基金事業の進捗状況管理
- ⑧ 基金事業の事故報告及び変更承認等に関する対応
- ⑨ 基金事業の助成金の額の確定及び支払
- ⑩ 総務省への実績報告等
- ⑪ ウェブサイト等での助成事業に関する情報発信
- ⑫ 財産処分についての対応
- ⑬ 基金の管理等
- ⑭ その他助成事業を行うために必要な業務

## 5 補助対象経費の区分及び金額

本事業の補助対象経費は、基金の造成に必要な経費であり、交付額は定額（500 億円）です。基金の用途は、以下のとおり助成事業の遂行に直接必要な経費に限るものであり、また最終的な実施内容は、総務省と調整した上で決めていただきます。なお、助成事業は令和 7 年度末で終了するものとし、基金は令和 8 年度末で廃止することとしています。基金廃止の際、基金の残余额は国庫に返納いただきます。

### （1）助成費

基金事業の費用の一部を助成するために要する経費。それぞれの基金事業の完了後、必要に応じて現地調査も行った上で、実績報告書等の書類に基づいて審査を行い、基金事業への助成金の額を確定させます。それぞれの基金事業の助成金の額は、交付決定を行った基金事業の助成対象経費のうち実際に基金事業実施に必要と認められる支出の合計に所定の補助率を乗じた額であり、交付決定の額の範囲に限ります。このため、全ての支出にはその収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要です。

### （2）事務費

助成費を除く、助成事業に必要な経費。

- ① 人件費 : 助成事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
- ② 旅費 : 助成事業を行うために必要な国内出張に係る経費
- ③ 会議費 : 助成事業を行うために必要な会議等に要する経費
- ④ 備品費 : 助成事業を行うために必要な物品（助成事業のみで使用されることが確認できるものに限る。）の購入・製造に必要な経費
- ⑤ 消耗品費 : 助成事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（助成事業のみで使用されることが確認できるものに限る。）の購入に要する経費

- ⑥ 補助員人件費：助成事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
- ⑦ システム費：助成事業で使用するシステム等の構築・運営に関する経費
- ⑧ 広報費：助成事業の公募・採択を周知するウェブサイトの運営に関する経費
- ⑨ その他諸経費：助成事業を行うために必要な経費であって、上記の区分に属さないもの。ただし、助成事業のために使用されることが特定・確認できるものに限る。

なお、全ての支出にはその収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要です。また、総務省や会計検査院が補助対象外と判断した費用については、支出（間接補助事業者への助成金支払いを含む）済みであっても、その返還を求めますのでご注意ください。

## 6 補助金の支払い

総務省から、基金設置法人としての採択の内示を受けた一般社団法人等は、交付申請書を総務省に提出し、総務省から交付の決定を受け、その後速やかに総務省に補助金支払の請求を行い、補助金の交付を受けます。補助金の交付を受けた基金設置法人は速やかに、基金の基本的事項を公表し、総務省に実績報告を行います。

## 7 スケジュール（予定）

- 基金設置法人の公募：令和4年2月1日～2月22日
- 基金設置法人の採択内示：令和4年2月末頃
- 基金設置法人の交付決定：令和4年3月上旬
- 基金設置法人による補助金支払請求：交付決定後速やかに
- 補助金の支払：基金設置法人による請求後2週間程度
- 基金設置法人による基金の基本的事項の公表：補助金の支払を確認後速やかに
- 基金設置法人による総務省への実績報告：令和4年3月末までに

## 8 補助事業者の応募資格

- ① 日本に拠点を有する一般社団法人又は一般財団法人であること。
- ② 日本全国で事業を展開することができること。
- ③ 事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ④ 事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ⑤ 事業完了後、会計検査対応などのために必要となる文書を適切に管理し、必要な期間保存できること。
- ⑥ 総務省及び他省庁等において指名停止期間中の者でないこと。

## 9 申請手続について

### (1) 申請期間

令和4年2月1日（火）から令和4年2月22日（火）12時まで

(2) 申請書類

- ① 公募申請書
- ② 事業実施計画書
- ③ 法人の概要がわかる説明資料
- ④ 過去2年の事業報告書及び決算報告書
- ⑤ その他参考となる資料

(3) 申請方法

電子メール又は総務省が指定する大容量ファイル転送システム等により、申請書類の電子データを提出してください。

(4) 提出先及び問い合わせ先

〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館

総務省総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課

電話：03-5253-5853

メール：datacenter[atmark]soumu.go.jp （[atmark]は@に置き換えてください。）

## 10 審査

(1) 審査

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリングを実施するほか、追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ① 8の応募資格を満たしているか。
- ② 提案の内容が交付の対象となりうるか。
- ③ 提案の内容が事業の目的に合致しているか。
- ④ 本事業を円滑に執行するために、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- ⑤ 本事業の関連分野に関する十分な知見及び実績を有しているか。
- ⑥ 本事業の実施方法、実施スケジュールが現実的か。
- ⑦ 本事業の遂行に当たって、その効果を高めるための創意工夫がなされているか。
- ⑧ 本事業の実施に際して知り得た情報について、適正に管理し、事業の目的以外で利用しないような体制を取っているか。
- ⑨ 事務費（助成費を除く、助成事業に必要な経費）の見込みが明確かつ合理的であり、経済性が考慮されているか。
- ⑩ 助成事業の早期の実施が可能となっているか。

## 11 その他

交付決定日以前に発生した経費は補助対象となりません（基金の用途として認められません）。

## 12 参考資料等

- (1) 特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付要綱
- (2) 公募申請書 様式
- (3) 事業実施計画書 様式

(参考) 間接補助事業 (助成事業) の概要

民間事業者等 (間接補助事業者) がデジタルインフラ (データセンター、海底ケーブル、陸揚局舎及びインターネット接続点 (インターネットエクスチェンジ)) を設置する (特定電気通信施設等整備事業 (基金事業) を実施する) 場合に、一般社団法人等 (基金設置法人) がデジタルインフラ整備基金 (特定電気通信施設等整備推進基金) を財源として、その基金事業の経費の一部を助成する事業です。助成対象経費及び補助率は以下のとおりです。

| 事業の区分        | 経費区分          | 内容  |
|--------------|---------------|---|
| 特定電気通信施設整備事業 | (1) 施設・設備費    | ア 特定電気通信施設、特定電気通信設備又はインターネットエクスチェンジ設備に必要な次の施設・設備の設置又は改修に要する経費<br>(ア) 鉄塔<br>(イ) 局舎・建物<br>(ウ) 外構施設<br>(エ) 受電設備 (電力引込み送電線を含む。)<br>(オ) 非常用発電機<br>(カ) 電源設備 (予備電源設備を含む。)<br>(キ) 空調設備<br>(ク) 耐震/制震/免震設備<br>(ケ) 消火/消防設備<br>(コ) セキュリティ設備<br>(サ) 送受信機<br>(シ) 伝送用専用線<br>(ス) ケーブル<br>(セ) サーバ類 (特定電気通信設備又はインターネットエクスチェンジ設備として用いるものを含む。)<br>(ソ) ネットワーク機器<br>(タ) 記憶装置<br>(チ) 監視設備<br>(ツ) 制御装置<br>(テ) 測定器<br>(ト) その他事業を実施するために必要な経費<br>イ アに掲げるもののほか、附帯施設 (大臣が別に定める施設・設備) の設置又は改修に要する経費<br>ウ 附帯工事費 |
|              | (2) 用地取得費・道路費 | ア 前号の施設・設備を設置又は改修するために必要な用地及び道路の整備に要する経費 (土地造成費を含む。)<br>イ 附帯工事費   |
| 水底線路陸揚局整備事業  | (1) 施設・設備費    | ア 水底線路陸揚局に必要な次の施設・設備の設置又は改修に要する経費<br>(ア) 鉄塔<br>(イ) 局舎・建物  |

|          |               |   |
|----------|---------------|---|
|          |               | (ウ) 外構施設<br>(エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。）<br>(オ) 送受信機<br>(カ) 伝送用専用線<br>(キ) ケーブル<br>(ク) 中継増幅装置（分岐装置を含む。）<br>(ケ) 電源設備（予備電源設備を含む。）<br>(コ) 警報装置<br>(サ) 監視装置<br>(シ) 制御装置<br>(ス) 測定器<br>(セ) その他事業を実施するために必要な経費<br>イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置又は改修に要する経費<br>ウ 附帯工事費 |
|          | (2) 用地取得費・道路費 | ア 前号の施設・設備を設置又は改修するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）<br>イ 附帯工事費  |
| 水底線路整備事業 | (1) 施設・設備費    | ア 水底線路に必要な次の施設・設備の設置又は改修に要する経費<br>(ア) 送受信機<br>(イ) 伝送用専用線<br>(ウ) ケーブル<br>(エ) 中継増幅装置（分岐装置を含む。）<br>(オ) 電源設備（予備電源設備を含む。）<br>(カ) 監視装置<br>(キ) 制御装置<br>(ク) 測定器<br>(ケ) その他事業を実施するために必要な経費<br>イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費<br>ウ 附帯工事費                     |
|          | (2) 用地取得費・道路費 | ア 前号の施設・設備を設置又は改修するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）<br>イ 附帯工事費  |

(補助率)

| 区分           | 額                 |
|--------------|-------------------|
| 特定電気通信施設整備事業 | 助成対象経費の2分の1に相当する額 |
| 水底線路陸揚局整備事業  | 助成対象経費の2分の1に相当する額 |
| 水底線路整備事業     | 助成対象経費の5分の4に相当する額 |